

浜松市告示第155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第50条の2（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月12日

浜松市長 中野 祐介

指定医療機関名称	所在地	廃止年月日
皮膚科・泌尿器科 ますだ医院	浜松市中央区葵東三丁目1番5号	令和8年2月28日
ゆぐち眼科 目と まぶたのクリニック	浜松市中央区小豆餅二丁目12番1号	令和8年1月31日
おおぞら薬局 舞飯店	浜松市中央区舞阪町長十新田12番地	令和8年1月31日
エス薬局 みしま店	浜松市中央区三島町1128番地	令和8年1月31日